

様式 1

受付番号	
------	--

令和6年 月 日

大阪府知事 様

「府有施設への電気自動車用充電設備導入事業」

応 募 申 込 書

応募者	
企業名等 ※共同企業の場合は共同企業 体名と代表事業者を記載	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
事業内容	
連絡窓口	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名）	
役職	
所在地	〒
電話番号 （代表・直通）	
F A X 番号	
メールアドレス	

様式 2

「府有施設への電気自動車用充電設備導入事業」

企 画 書

記入日	令和 年 月 日
1 企画名	
2 応募事業者名	
企業名等	
3 企画書のアピールポイント 企画内容のアピールポイントを記載してください。 また、本事業と応募事業者の事業内容との関係や今後どのように成長できるのか、その結果どのようなのかを記載してください。	

4 企画の内容 「別紙のとおり」と記載し、任意の別紙を添付しても構いません。その場合、用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※事業全体及び各業務のスケジュールを表形式で示したものを作成し、添付すること。

(1) 事業の実施・継続可能性

①施設ごとに充電設備の設置場所及び設置時期等の事業全体スケジュールを具体的に提案すること。

②施設ごとに充電設備の工事方法を具体的に提案すること。

(2) 府民サービスへの配慮

①設置する充電設備の種類やケーブルの有無等について

NO	施設名	充電設備			
		急速充電		普通充電	
		kw・ ケーブル有無	基数・口数	kw・ ケーブル有無	基数・口数
1	いきいきパークみさき (岬町多奈川地区多目的公園)(岬町)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
2	障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪) (堺市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
3	富田林保健所 (富田林市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
4	服部緑地 (豊中市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
5	錦織公園 (富田林市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
6	石川河川公園駒ヶ谷地区 (羽曳野市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
7	大泉緑地 (堺市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
8	浜寺公園 (堺市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
9	槇尾こもれびの森 (和泉市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
10	泉北府民センタービル (堺市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口

11	鴻池スカイランド (東大阪市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
12	なわて水みらい緑地 (四條畷市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
13	臨海スポーツセンター (高石市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
14	大阪府立弥生文化博物館 (和泉市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
15	大阪府立近つ飛鳥風土記 の丘 (河南町)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
16	大阪府立農業公園 (貝塚市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
17	大阪府民の森ほしだ園地 (交野市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
18	大阪府民の森くろんど園地 (交野市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
19	大阪府民の森緑の文化園 むろいけ園地 (四條畷 市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
20	らくらく登山道 (東大阪市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
21	大阪府立金剛登山道駐車 場 (千早赤阪村)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口
22	大阪府民の森ほりご園地 (紀泉わいわい村 FUNNY HEARTH) (泉南市)	kw (有・無)	基・口	kw (有・無)	基・口

②その他、府民サービスの向上に寄与する内容 (※ある場合のみ記載)

③利用者の利用料金

④設置予定の充電設備における課金認証システムの対応可能数及びシステム名称

(3) 維持管理の対応

①充電設備設置後のメンテナンス頻度及び方法

※事故が発生した際の対応についても具体的に記載すること。

※遠隔で常に状況を確認することができる場合はその旨を記載すること。

②充電設備の予約状況及び過去の利用履歴の確認可否及びその方法

(4) その他当該事業の目的に資する提案

①社内で実施する二酸化炭素排出削減の取組や電動車の普及促進の取組内容 (脱炭素経営宣言の実施、社内での EV 導入など)

※記載したことを証明するものを別途提出すること。

②本事業で設置した充電設備等の周知方法

※どのような媒体を用いてどのように周知予定かを記載すること。

③その他、当該事業の目的である「府民・事業者における EV の普及促進」に資する提案

様式 3**「府有施設への電気自動車用充電設備導入事業」
事業実績申告書**

本事業と同種の業務実績を記入すること。

※実績は1項目につき、1業務とする。現在実施中のものを含め10件まで記載できるものとする。

※国や自治体等と連携協定に基づき実施する事業も記載できるものとする。

業務名	実施期間	受注額	発注者	業務概要
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		

上記については、事実と相違ありません。

事業者名 _____

代表者氏名 _____

様式 4**業務執行体制調書****1. 社内の実施体制**

	氏名	所属	役割	現在担当している業務数	主な勤務場所
総括責任者					
担当者1					
担当者2					
担当者3					
補助担当者1					
補助担当者2					
業務実施組織図 ※維持管理や緊急時の体制も含めて記載すること。					
体制の特徴					

2. 関連会社やその他社外事業者との連携（※連携事業者がある場合のみ記載）

業務実施組織図 ※維持管理や緊急時の連携事業者との関係を記載すること。
--

様式 5**共同企業体届出書**

代表構成員
大阪府知事 様 『府有施設への電気自動車用充電設備導入事業』に係る応募について、下記の者と合同で参加します。 なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する応募に係る一切の責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 1
大阪府知事 様 『府有施設への電気自動車用充電設備導入事業』に係る応募について、本届出書記載のとおりで合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
構成員 2
大阪府知事 様 『府有施設への電気自動車用充電設備導入事業』に係る応募について、本届出書記載のとおりで合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

様式 6

(構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任)

委 任 状

令和6年 月 日

大阪府知事様

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者職・氏名

印

私儀 _____ (職 氏名) _____ を代理人と定め、
「府有施設への電気自動車用充電設備導入事業」に係る協定に関し、下記の権限を委任いたします。

記

1. 共同企業体結成に関する一切の件
2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
3. 委任期間 自：年 月 日 至：年 月 日

(注)委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

様式 7

誓 約 書

「府有施設への電気自動車用充電設備導入事業に係る連携事業者募集要領」に規定する応募の参加資格をすべて満たしていることを申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、企画内容が失格となり、協定解除等の措置を受けても、異議を申し立てません。

大 阪 府 知 事 様

令和 6 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

(共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。)

様式 8

(元請負人用)

事業名： 府有施設への電気自動車用充電設備導入事業

誓 約 書

協定の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

- 1 規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。

大阪府知事 様

令和6年 月 日 所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

(協定書に押印するものと同一の印)

次の者は、規則第3条第1項各号に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等(事実上、経営に参加している者を含む。)が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

- 今後とも、暴力団と一切関係を持ちません。 はい ・ いいえ
- 暴力団排除に取り組みます。府の暴力団排除の施策に協力します。 はい ・ いいえ
(裏面も確認してください。)

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。

その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

（公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター HP より）